

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課（06－4393－6242） 予防課（06－4393－6323）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	簡易宿所指導基準に基づく指導
関連する 他局の名称	都市計画局・健康局
概 要	建築基準法別表第1（い）欄（2）項に掲げる「ホテル」又は「旅館」の用途に供する建築物で、旅館業法第2条第4項に規定する「簡易宿所営業」を営む施設については、「簡易宿所指導基準」に基づき、その寝所寝台の区分に応じて消防用設備等の設置、喫煙の禁止、避難経路図の掲示等の指導を行います。
根拠となる要綱等	・簡易宿所指導基準
行政指導指針	・指導基準は、 http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/cmsfiles/contents/0000213/213007/12-1-.pdf に掲載しています。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/index.html
備 考	